

各位

会社名 SOMP Oホールディングス株式会社
代表者名 グループCEO 取締役 代表執行役社長 奥村 幹夫
(コード：8630、東証プライム市場)

会社名 損害保険ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 石川 耕治

当社子会社の公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の受領

当社子会社の損害保険ジャパン株式会社(代表取締役社長：石川 耕治、以下「損保ジャパン」)は、東急株式会社、仙台国際空港株式会社、東京都(警視庁を含む。以下同様)、京成電鉄株式会社、コスモエネルギーホールディングス株式会社およびコスモ石油株式会社、株式会社JERA、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構ならびにシャープ株式会社を保険契約者とする損害保険契約に関して、独占禁止法違反(不当な取引制限)の疑いがあるとして、2023年8月以降、公正取引委員会(以下「公取委」)からの調査を受け、これまで、同調査に対し、全面的に協力してまいりました。

本日、損保ジャパンは、公取委から、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせします。

本件に関しまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまには、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

このたびの命令を厳粛に受けとめるとともに、二度とこのような事態を招くことのないよう、独占禁止法遵守に向けた取組みの一層の強化と業務改善計画に沿った再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

損保ジャパンは、東急株式会社、仙台国際空港株式会社、東京都、京成電鉄株式会社、コスモエネルギーホールディングス株式会社およびコスモ石油株式会社、株式会社JERA、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構ならびにシャープ株式会社を保険契約者とする損害保険契約について、独占禁止法違反行為(不当な取引制限)があったとして、同違反行為が消滅していることを確認すること、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- ・納付すべき課徴金の額 : 6億4,798万円(合計額)
- ・納付期限 : 2025年6月2日

公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、上記各案件において、課徴金の免除または減額が認められております。

3. 本件による業績影響

2025年3月期第2四半期連結会計期間において、上記の課徴金相当額を損失計上しております。本件による当期の業績に与える影響は限定的なものと考えております。

4. 今後の対応

排除措置命令および課徴金納付命令の内容を精査および確認のうえ、今後の対応を慎重に検討するとともに、独占禁止法遵守に向けた取組みの一層の強化と業務改善計画に沿った再発防止に向けた取組みを引き続き進めてまいります。

【業務改善計画の進捗状況（2024年8月末時点）】

https://www.sompo-hd.com/-/media/hd/files/news/2024/20240913_1.pdf?la=ja-JP

以 上